

計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

日本の総人口は2015年（平成27年）に1億2,709万人、そのうち65歳以上の高齢者人口は3,346万人であり、団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）には3,677万人、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）には3,920万人と今後も増加することが見込まれる一方で、それを支える15歳から64歳までの生産年齢人口は、2015年の7,628万人から2040年には5,977万人に急減すると予測されています。

要介護高齢者の増加や核家族化の進行などに対応するため、平成12年に創設された介護保険制度は、平成18年度に予防重視型システムへの転換や地域密着型サービスの導入、地域包括支援センターの創設などが行われたほか、平成27年度には、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向け、医療・介護連携や認知症施策の推進、介護予防・日常生活支援総合事業などの取り組みが図られました。

本市では、平成5年に老人福祉法および老人保健法に基づく「函館市高齢者等保健・医療・福祉計画」を、平成12年には第2次計画と介護保険事業計画を一体的に策定し、以来3年ごとに計画を見直しながら、高齢者の保健・福祉にかかわる各種サービスの総合的な提供に努めてきました。

このような中、令和元年6月に、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す「認知症施策推進大綱」がとりまとめられたほか、令和2年6月には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、介護保険法が改正されたことから、本市では2040年を見据え、地域住民の複雑化・複合化した課題の解決のための支援体制の整備、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備、介護人材確保と業務効率化の強化等を推進する、中長期的な視野に立った計画を策定するものです。

2 法令などの根拠

この計画は、介護保険の利用の有無に関わらず、高齢者全体の保健・福祉の施策全般を定める高齢者保健福祉計画と、介護保険事業のサービス見込量などを定める介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

高齢者保健福祉計画は、基本的な政策目標を設定するとともに、その実現のために取り組むべき施策全般を盛り込む、老人福祉法第20条の8に規定された老人福祉計画であり、今回が第9次の計画となります。

また、介護保険事業計画は、要支援・要介護者の人数、介護保険の給付対象となるサービスの利用意向等を勘案し、介護給付等対象サービスの種類ごとの量や地域支援事業の量の見込み等を定める、介護保険法第117条に規定された介護保険事業運営の基礎となる事業計画で、今回が第8期の計画となります。

3 計画策定に向けた取り組みおよび体制

(1) 函館市高齢者計画策定推進委員会の開催

計画の策定にあたり市民の意見を反映するために、学識経験者や保健・医療関係者、福祉関係者、市民団体および一般公募の市民により構成する「函館市高齢者計画策定推進委員会」を開催します。

(2) 市民への情報公開

函館市高齢者計画策定推進委員会での協議については公開し、協議経過を市のホームページ上で公開していくほか、計画内容について、パブリックコメントで意見集約や周知を図ります。

(3) 各種調査の実施

計画の策定にあたり高齢者や介護サービス提供事業者の実情や意向を把握するため、以下の調査を実施します。

①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

本市の各日常生活圏域における高齢者の心身の状況や置かれている環境、生活上の課題等を把握し、地域支援事業等の構築をどのように進めていくかの具体的方策について検討するため、要介護者以外の高齢者7,870人（無作為抽出）を対象にアンケート調査を行いました。

②在宅介護実態調査

「高齢者等の適切な在宅介護の継続」と「家族等介護者の就労継続」の観点から、本市が取り組むべき施策を検討するため、地域包括支援センターおよび居宅介護支援事業所を通じ、家族等からの介護の状況や介護者の勤務形態等についてのアンケート調査を行いました。

③介護保険施設等需給状況調査（仮）

④介護人材の確保・定着に関する実態調査（仮）

⑤介護保険サービス等の提供に係る事業者意向調査（仮）

今後実施予定

4 計画期間

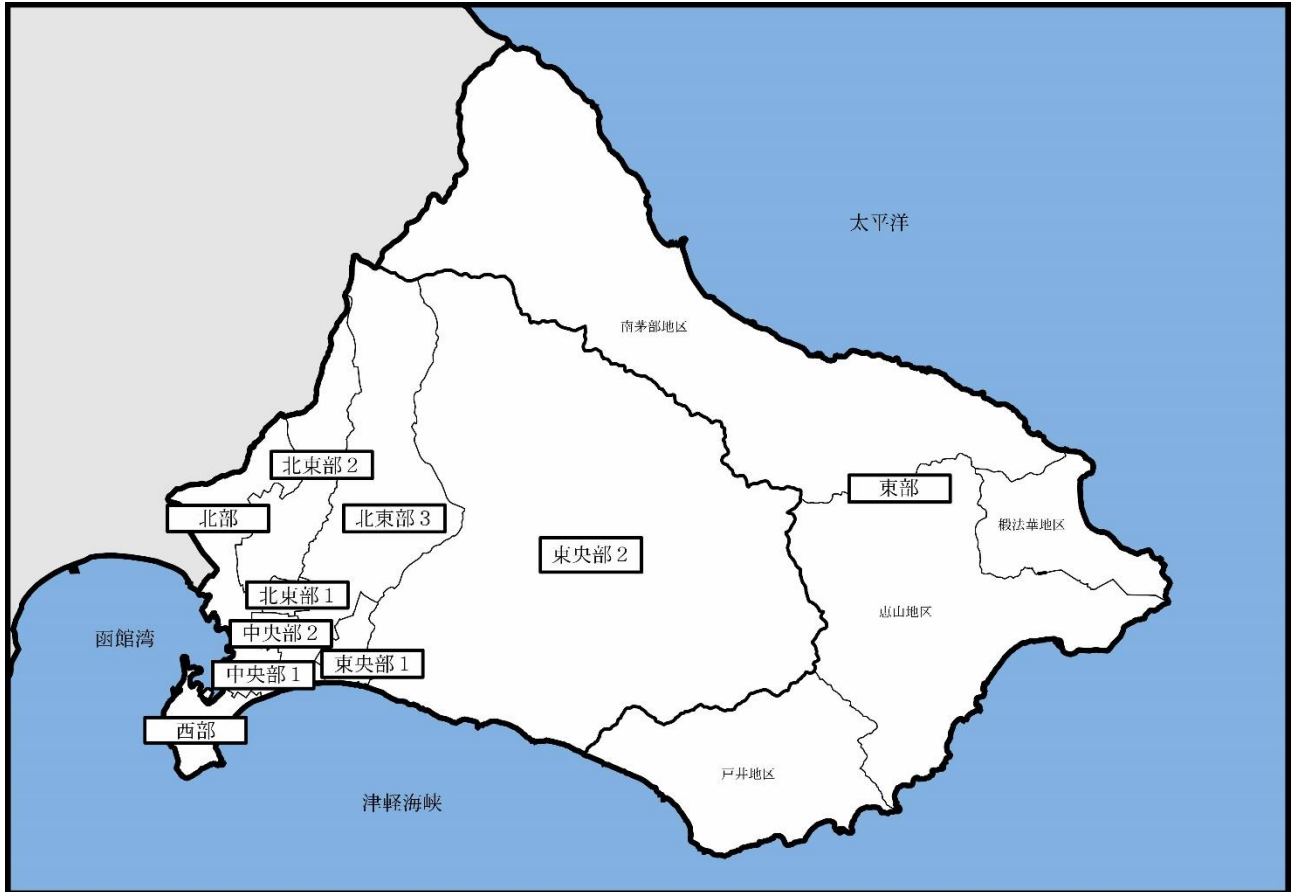
介護保険法に基づき、令和3年度から5年度までの3年間の計画とします。

5 他の計画との整合

計画の策定にあたっては、国の基本指針に即し、同時に策定される北海道の高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画との整合を図りながら策定します。

また、第4次函館市地域福祉計画や他の高齢者に関する事業を定める各種計画と調和が保たれたものとしてします。

< 函館市の日常生活圏域 >



日常生活圏域とは・・・

市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域のこと。

(介護保険法 第117条第2項第1号に定める区域)

圏域	町名	
西部	入舟町, 船見町, 弥生町, 弁天町, 大町, 末広町, 元町, 青柳町, 谷地頭町, 住吉町, 宝来町, 東川町, 豊川町, 大手町, 栄町, 旭町, 東雲町, 大森町	
中央部第1	松風町, 若松町, 千歳町, 新川町, 上新川町, 海岸町, 大縄町, 松川町, 万代町, 中島町, 千代台町, 堀川町, 高盛町, 宇賀浦町, 日乃出町, 的場町, 金堀町, 広野町	
中央部第2	大川町, 田家町, 白鳥町, 八幡町, 宮前町, 時任町, 杉並町, 本町, 梁川町, 五稜郭町, 柳町, 松陰町, 人見町, 乃木町, 柏木町	
東央部第1	川原町, 深堀町, 駒場町, 湯浜町, 湯川町1丁目, 湯川町2丁目, 湯川町3丁目, 花園町, 日吉町1丁目, 日吉町2丁目, 日吉町3丁目, 日吉町4丁目	
東央部第2	戸倉町, 榎本町, 上野町, 高丘町, 滝沢町, 見晴町, 鈴蘭丘町, 上湯川町, 銅山町, 旭岡町, 西旭岡町1丁目, 西旭岡町2丁目, 西旭岡町3丁目, 鱒川町, 寅沢町, 三森町, 紅葉山町, 庵原町, 亀尾町, 米原町, 東畑町, 鉄山町, 蛾眉野町, 根崎町, 高松町, 志海苔町, 瀬戸川町, 赤坂町, 銭亀町, 中野町, 新湊町, 石倉町, 古川町, 豊原町, 石崎町, 鶴野町, 白石町	
北東部第1	富岡町1丁目, 富岡町2丁目, 富岡町3丁目, 中道1丁目, 中道2丁目, 鍛冶1丁目, 鍛冶2丁目	
北東部第2	美原1丁目, 美原2丁目, 美原3丁目, 美原4丁目, 美原5丁目, 赤川町, 赤川1丁目, 亀田中野町, 北美原1丁目, 北美原2丁目, 北美原3丁目, 石川町, 昭和1丁目, 昭和2丁目, 昭和3丁目, 昭和4丁目	
北東部第3	山の手1丁目, 山の手2丁目, 山の手3丁目, 本通1丁目, 本通2丁目, 本通3丁目, 本通4丁目, 陣川町, 陣川1丁目, 陣川2丁目, 神山町, 神山1丁目, 神山2丁目, 神山3丁目, 東山町, 東山1丁目, 東山2丁目, 東山3丁目, 水元町, 亀田大森町	
北部	浅野町, 吉川町, 北浜町, 港町1丁目, 港町2丁目, 港町3丁目, 追分町, 亀田町, 桔梗町, 桔梗1丁目, 桔梗2丁目, 桔梗3丁目, 桔梗4丁目, 桔梗5丁目, 西桔梗町, 昭和町, 亀田本町, 亀田港町	
東部	戸井地区	小安町, 小安山町, 釜谷町, 汐首町, 瀬田来町, 弁才町, 泊町, 館町, 浜町, 新二見町, 原木町, 丸山町
	恵山地区	日浦町, 吉畑町, 豊浦町, 大澗町, 中浜町, 女那川町, 川上町, 日和山町, 高岱町, 日ノ浜町, 古武井町, 恵山町, 柏野町, 御崎町
	椴法華地区	恵山岬町, 元村町, 富浦町, 島泊町, 新恵山町, 絵紙山町, 新八幡町, 新浜町, 銚子町
	南茅部地区	古部町, 木直町, 尾札部町, 川汲町, 安浦町, 臼尻町, 豊崎町, 大船町, 双見町, 岩戸町